

## 本制度に参加する中小・小規模事業者の要件

本事業の対象となる店舗は、下記のような一部業種・取引を除き、基本的にすべての業種が対象です。

対象外となる  
業種・取引について

- ①従来、公的な資金の使途として社会通念上、不適切と整理されている者
- ②別途の需要平準化対策が講じられる取引
- ③換金性の高い非課税取引
- ④一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者

等

## よく聞かれる質問

Q

現在ポイント還元システムが構築中でも  
申請可能でしょうか？

A

決済事業者の登録申請は可能です。  
ただし、実際の補助は還元システムが完成後と  
なります。

Q

3.25%以下の手数料率は  
事業期間内のみの制限でしょうか？

A

本制度の参加に当たっては事業期間内の手数料率  
が3.25%以下であることを条件とします。その  
上で、決済事業者に対しては、事業期間終了後の  
手数料率の取扱について、事前に提示することを  
求めます。

Q

決済事業者の責任ではない不正の場合でも、  
決済事業者が補助金返還する  
義務があるのでしょうか？

A

補助金は決済事業者に支給しておりますので、  
決済事業者から返還いただきます。その後、加盟店・  
消費者へ決済事業者から返還を請求するように  
してください。

Q

仮に事務局とのシステム連携が  
できなかった場合、  
本制度には参加できないのでしょうか？

A

システム連携ができない場合でも、CSVファイル  
連携等の方法を個別に検討いたします。詳細は  
窓口にご相談ください。

○本年1月末時点の状況であり、年度内に詳細について順次決定していく予定。

# キャッシュレス・消費者還元事業の ご案内

キャッシュレス決済事業者向け



# CASHLESS

お問合せ先

ポイント還元問合せ窓口（決済事業者向け）



0570-012141

受付時間：平日10:00～18:00（土・日・祝日を除く）  
※一般電話からは市内通話料金で  
ご利用いただけます。《2月6日以降開設予定》

本制度の詳細については、ホームページに掲載予定！

<https://cashless.go.jp>

《3月以降開設予定》



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



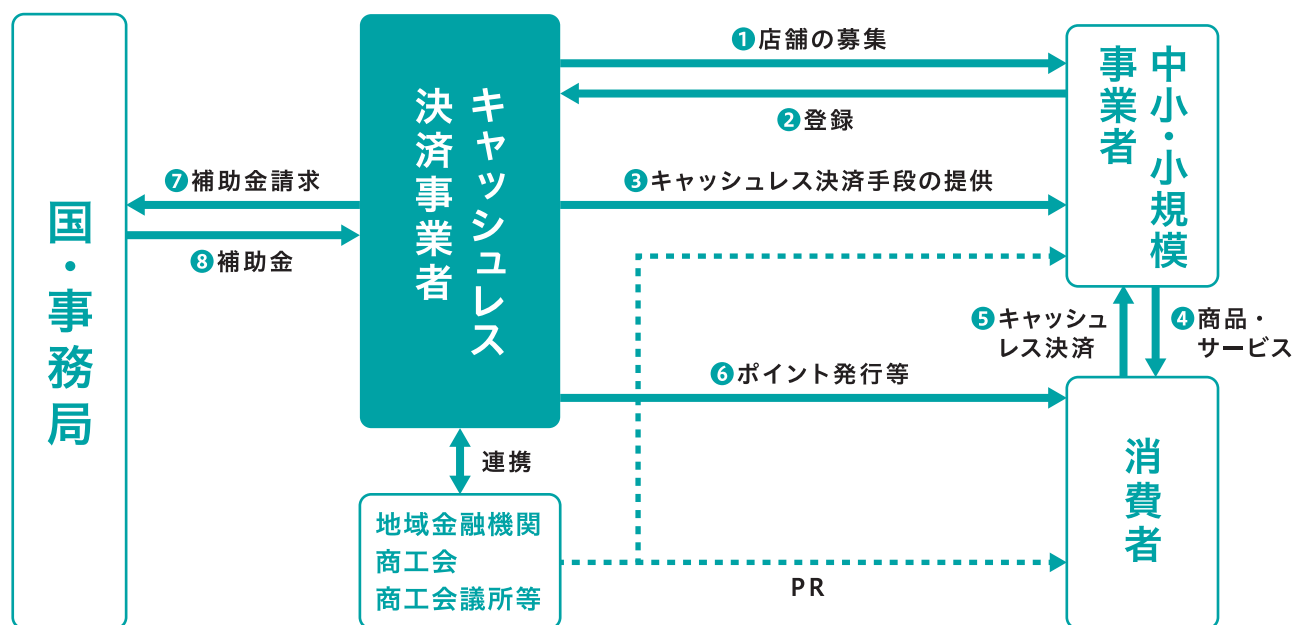
# キャッシュレス・消費者還元事業 について

実施期間

2019年10月～2020年6月(9か月間)

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する事業です。

## 消費者還元の仕組み



|      |               |                                      |
|------|---------------|--------------------------------------|
| 補助内容 | 中小・小規模事業者向け支援 | ●消費者還元率5% ●端末費用補助2/3<br>●加盟店手数料補助1/3 |
|      | フランチャイズ等向け支援  | ●消費者還元率2%                            |

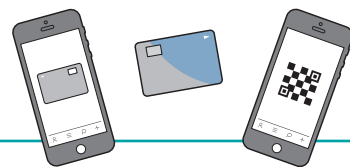
## 決済事業者の参加条件

補助期間中、本制度を利用する  
中小・小規模事業者に対し、

- ☒ 3.25% 以下の手数料率
- ☒ 端末費用の1/3を負担
- ☒ 不正取引の防止を適切に行うことができること

## 対象決済手段

クレジットカード、電子マネー、  
QRコードなど電子的に繰り返し  
利用できる決済手段



## はじめに

本パンフレットは、本制度を御活用いただく決済事業者の皆様向けに、事業内容等の概要を記載したものです。2019年3月までには、本事業に参加いただく決済事業者の公募を開始いたします。詳細は公募開始のタイミングで、公募用ウェブサイト(<https://cashless.go.jp>)で告知いたしますが、本パンフレットを参考に事業への参加をご検討ください。

## 公募対象の決済事業者

本事業においては、下記の2種類の決済事業者を公募いたします。

なお、本制度においてはクレジットカード、電子マネー、QRコード決済など、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段を広く対象決済手段として認めます。

### ① キャッシュレス発行事業者(A型決済事業者)

消費者に対して、キャッシュレス決済手段を提供いただく事業者です。キャッシュレス加盟店支援事業者(後述)によって補助金事務局に登録された中小・小規模事業者で購買を行った消費者に対し、ポイント還元等の消費者還元を実施いただくことになります。

### ② キャッシュレス加盟店支援事業者(B型決済事業者)

中小・小規模事業者に対して、キャッシュレス決済手段を提供いただく事業者です。本制度に参加を希望する中小・小規模事業者の申請を受け付け、補助金事務局に登録を行っていただきます。また、店舗への端末導入補助や手数料補助もこの決済事業者経由で行います。

## 決済事業者に実施いただく事業の概要

本事業をご活用いただく決済事業者の皆様には、具体的に下記の内容を実施いただきます。

### キャッシュレス発行事業者(A型決済事業者)に実施いただく内容

- ① 本制度に参加をしている中小・小規模事業者の店舗での購買に対し、消費者に5%の還元を実施いただきます。<sup>※1</sup> その際は還元費用を国が補助します。<sup>※2</sup>
- ② また、事業の実施に当たっては、事務局との情報伝達システムの構築や消費者に対する問合せ窓口の設置等を実施いただきます。そういった、本事業の実施に当たり追加的に発生する事務経費については、一定の範囲内で補助をいたします。
- ③ 不正取引の防止を適切に行うことができることを条件とします。

### キャッシュレス加盟店支援事業者(B型決済事業者)に実施いただく内容

- ① 本制度に参加を希望する中小・小規模事業者からの申請を受け付け、参加要件を満たしているかを確認の上、事務局に参加店舗の登録を行っていただきます。<sup>※3</sup>
- ② 必要に応じて、事務局に参加登録をされた店舗に対し、キャッシュレス端末を無償で導入していただきます。その際は必要な費用の2/3を国が補助します。<sup>※4</sup>
- ③ 本事業に参加する中小・小規模事業者に課す加盟店手数料が3.25%以下であることを条件と致します。ただし当該期間以外の取決めについては制限は設けません。その上で、事業期間終了後の手数料率の取扱いについて、事前に提示することを求めます。また、消費者還元実施期間中、加盟店が決済事業者に支払う手数料の1/3に相当する額を加盟店に対して交付いただきます。その交付額は国が補助します。
- ④ また、事業の実施に当たっては、事務局との情報伝達システムの構築や加盟店に対する問合せ窓口の設置等を実施いただきます。そういった、本事業の実施に当たり追加的に発生する事務経費については、一定の範囲内で補助をいたします。
- ⑤ 不正取引の防止を適切に行うことができることを条件とします。

<sup>※1</sup>: 還元の手段としては、既存ポイント制度の活用も含め広く認めます。また、フランチャイズチェーンに属する中小・小規模事業者に対しては、5%ではなく2%の還元を補助します。具体的な還元実施方法のイメージは、公募開始時に公募用ウェブサイトに掲載します。

<sup>※2</sup>: 付与されるポイントに対する補助額の算定方法については年度内に公募用ウェブサイトでお知らせいたします。

<sup>※3</sup>: 具体的な参加店舗の登録の方式は、公募開始時に公募用ウェブサイトに掲載します。

<sup>※4</sup>: 補助対象となる端末は、事前に決済事業者から事務局に登録いただきます。実施期間内は決済事業者が所有権を持つ形での提供になります。